

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



1970 年 (昭和 45 年) 生まれ 県立君津高卒
専修大卒、早稲田大大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 Fax : 0476-36-7802

HP : <http://www.iwai-y.jp> メール : mail@iwai-y.jp

〒2701515 印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前)



twitter



blog



facebook

動き出した若草大橋延伸線計画 そのルートは？

茨城県南部と北千葉道路をつなぐ新線として期待される、若草大橋延伸線計画。一昨年8月に協議会が設置され、ルート案等を決めるための準備が進められています。

●若草大橋の交通量 事業許可計画の7分の1

利根川に架設され、印旛郡栄町と茨城県利根町を結ぶ延長 1.7km の有料道路。2006 年に開通し、茨城県道路公社が管理しています。

若草大橋より北の茨城県側については、2021 年までに龍ヶ崎市を貫く県道美浦栄線バイパスが順次開通しており、残り 3.4km 北へ伸びれば、全線開通となります。一方、若草大橋の千葉県側については、東西に走る国道 356 号バイパスに接続しているものの、南に伸びる幹線道路はなく、「どん詰まり」のような状態。結果、事業許可時の若草大橋の計画交通量 10,294 台/日に対し、令和 4 年度の実績交通量は 1,476 台/日と、その達成率は 7 分の 1 程となっています。

●「同地域で、大規模道路事業を同時に進めない」

そのような中、立ち上げられたのが若草大橋延伸線協議会。千葉県土整備部と印西市、栄町で構成され、若草大橋南側への道路延伸計画の具体化に向け、意見交換や検討を行う場となります。昨年 9 月には、県、印西市、栄町の実務者によるワーキングチームでの話し合いが始まっています。

この契機となっているのが、昨年 3 月の県道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通です。実は、国や県では「同じ地域で、大規模な道路事業を同時に進めない」との暗黙の了解があり、長年にわたって進められてきた同バイパス事業の開通の目途が立つ



たゆえ、ようやく若草大橋延伸線について動き始めたというわけなんです。

●「県道鎌ヶ谷本埜線バイパス接続案」が有力

さて、若草大橋延伸線の最大の関心事は、そのルートについてであろうと思います。

同線の目的は、若草大橋と北千葉道路を結ぶことにある中、若草大橋より南西方向に進み、印西市小林地区を抜け既存ルートを活用しながら、牧の原地区にて北千葉道路に接続するというのが、最短ルートということになります。しかし、この場合には、既存の住宅街や牧の原地区のさらなる渋滞を招くなど、到底、現実的ではありません。

現状で有力と思われるのが、若草大橋より南東方向に進み、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスに接続するというルート。町内の既存住宅街にも影響なく、延伸できることとなります。

なお、県道鎌ヶ谷本埜線バイパスは、着手から開通まで 25 年余りかかっており、若草大橋延伸線についても、開通まで相当の期間がかかるものと思われます。

船橋市虐待死事件を検証 悔やまれる児相による一時保護解除判断

令和5年に船橋市で発生した児童虐待死事件。転居を繰り返す家族に対し、児童相談所間の連携不足が事態の深刻化を招いたと見られています。

●亡くなる1年前から児童相談所が関与

令和5年7月に船橋市で亡くなったのは生後11か月の男児です。26歳の母親は、男児に暴行を加えて死亡させたとして、昨年7月に傷害致死の疑いで逮捕。今年8月以降、県、千葉市、船橋市はそれぞれに第三者委員会を設置し、児童相談所（以下、児相）の対応等についての検証を行っています。

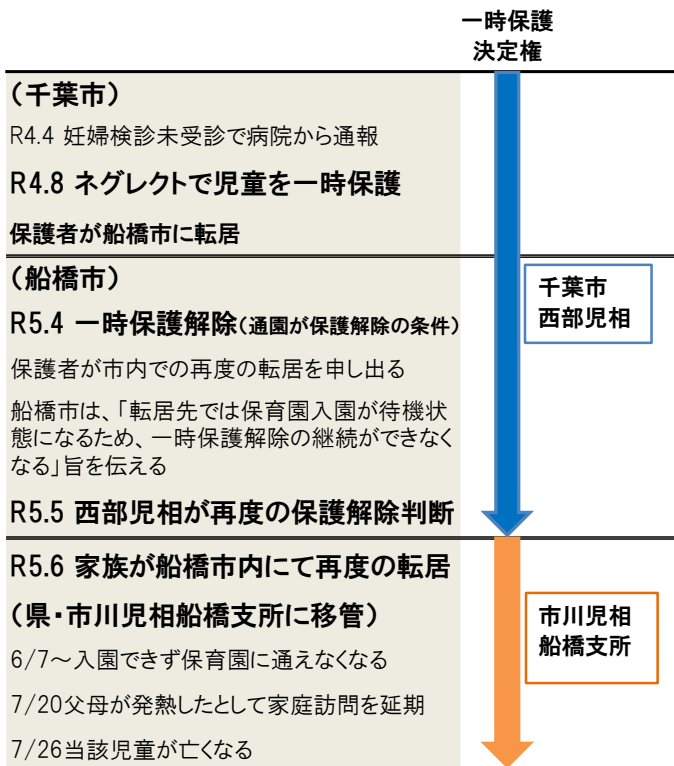
今回の事案については、児童が亡くなる1年前の令和4年より児相が関わっていました。端緒は、母親が妊婦健診を受診しないまま出産していたことについて、病院から通報があったこと。家族が当時住んでいた千葉市の西部児相は「養育に不安がある」として、同年8月に当該児童を一時保護しています。

●「保育園通園」を満たさない児童を保護解除

しかし、その後、家族が転居を繰り返したことで、対応が複雑化します。

一時保護翌月の9月、父母が「養育環境を改善するため」として、千葉市から船橋市内へ転居したい（実際に転居したのは12月）と申し出。結果、児童については千葉市にて一時保護を続ける一方、家庭への支援については、船橋市家庭児童相談室へと移管することになります。引き継いだ船橋市では、同家族を今後どのように扱うかの会議を開き、家庭訪問を重ねる

船橋市児童虐待死事件の経緯



等した後、令和5年4月、児童の保育園への入園を機に一時保護を解除しています。

ところがその直後の5月、家族から市内にて再転居したいとの連絡。当時、引っ越し先エリアの保育園はどこも待機状態で、引き続き保育園に通うことはできません。家族以外と接する機会となる保育園への通園は、児童の一時保護解除の条件の一つであったため、船橋市は保護者に対し、「引っ越しをすると保護解除の継続が難しくなり、再度一時保護の措置となる」と伝

えます。しかし、一時保護を決定する千葉市西部児相は、なぜか改めて一時保護解除と判断。一方、家族が船橋市内の別の場所に転居したことで、一時保護の決定権者は県市川児相船橋支所に移ることとなります。

児童が最後に登園したのは6月6日。7月20日に予定していた家庭訪問は、父母から、父母が熱を出していると言われたため27日に延期となる中、同26日に児童が亡くなったのです。

●県、千葉市、船橋市がバラバラに検証

本件の最大の問題は、保育園へ通園できなくなった児童に対し、一時保護の措置が行われなかったこと。船橋市家庭児童相談室が再度一時保護となることを示唆していた一方、初期より関わっていたはずの千葉市西部児相は改めて一時保護解除を決定してしまったのです。また、県担当課は岩井による聞き取りに対し、「県市川児相が引き継いだのは6/7からであり、当時、一時保護の決定権はなかった」としていますが、県が令和4年からの当該家族の経緯を知らなかったはずはありません。船橋市内での転居により保育園に通えなくなった事情に鑑み、令和5年6月以降、県として改めて一時保護措置を行うことはできたわけで、県の責任もまぬかれようがありません。

加えて、関わりのあった県、千葉市、船橋市による検証はバラバラに行われています。複数の自治体にまたがった事案については、全体像から分析、考察することが不可欠であり、関係自治体による合同検証の実施が求められます。